

3 日本語指導等、多文化多言語の児童生徒のための指導・支援の検討

多文化多言語の児童生徒の学習歴や母語の力等の把握、児童生徒の「ことばの力」の評価に基づいて、日本語指導の充実を図るために、必要な指導・支援を検討し、計画を作成します。

(1) 「特別の教育課程編成・実施計画」の作成

多文化多言語の児童生徒の中で、在籍学級以外の教室で当該児童生徒の日本語の力に応じた「取り出し指導」*を受ける必要がある場合は、「特別の教育課程」による指導を行います。

「特別の教育課程編成・実施計画」は年度のはじめ（変更が生じた場合はその都度）に設置者に提出し、年度の終わりには報告一覧を提出します。

【特別の教育課程編成・実施計画の様式項目例】

No	学年	児童生徒氏名	指導内容						指導時間	指導形態	指導者
			①	②	③	④	⑤	その他			

- ① サバイバル日本語
② 日本語基礎
③ 技能別日本語
④ 日本語と教科の統合学習
⑤ 教科の補習

実態に応じ、五つの内容から指導する内容に○を付けます。

*指導形態について

指導の方法は様々ですが、主に、次の二つの形態があります。

- ・取り出し指導…在籍学級以外の教室で行う指導
- ・入り込み指導…在籍学級での授業に日本語指導担当教員や支援者等が入って行う指導

「取り出し指導」による特別な指導が必要な場合には、「特別の教育課程」を編成して指導を行います。なお、「特別の教育課程」による日本語指導の主たる指導者は、常勤・非常勤講師を含む教員であり、当該校種の免許状が必要です。また、日本語指導として各教科の補充指導を行う場合、中学校においては当該教科の免許状が必要となります。この他、指導補助者として、地域の方や日本語指導の専門性をもつ外部の方の協力を得ることは大いに考えられます。

児童生徒の状況によっては、「特別の教育課程」によることなく、昼休みや放課後、休業日等に課程外の補充学習として日本語指導を行うことも考えられます。その場合は、指導を受ける児童生徒の負担が過重とならないよう、また、所属しているクラブ活動等に支障のないように配慮することも必要です。

(2) 個別の指導計画の作成

「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合（取り出し指導）には、「特別の教育課程編成・実施計画」の他、「個別の指導計画」を作成します。また、「特別な教育課程」によらない場合（入り込み指導）でも、例えば、通常の学級で特別な支援を行う場合と同様に、本人の困りに対する支援の目標や内容、学習状況の評価等を「個別の指導計画」の様式等を使って記録することにより、校内で関係者が児童生徒の学びの状況について共通理解を図ったり、定期的に見直したりしながら、見通しをもって指導にあたることができます。

「個別の指導計画」には、「児童生徒に関する記録（様式1）」と「指導に関する記録（様式2）」があります。

「児童生徒に関する記録（様式1）」は、児童生徒を理解するために必要な情報であるため、毎年加筆修正を加えて残します。家庭内の使用言語、生育歴、学習歴、1年間の累積指導時間数等、母語や日本語の習得に影響がある情報を記載します。特に居住地の移動が多い児童生徒の場合、生育歴や学習歴の把握は非常に大切です。幼児期に文化や言語間を移動していることも多く、幼児期の状況や、不就学期間の有無等も、聞き取りしておきたいことです。

あ「指導に関する記録（様式2）」は、児童生徒の日本語や教科の理解の状況、それに対応する日本語指導の内容や評価、次年度への申し送り等、学習に関わる情報を年度毎に記録します。

日本語指導担当者が変わったり、児童生徒が転校したりすると、それまでの情報が引き継がれず、指導が分断されてしまうことも少なくありません。こうした状況は、児童生徒にとって望ましいことではありません。指導を継続して行うためには記録を残し、情報を共有することが大切です。そのためには、「児童生徒に関する記録（様式1）」「指導に関する記録（様式2）」ともに、小学校から中学校への進学時や転校時に、学校間で引き継ぎます。